十四、出征ノ際ハ最初三ケ月間ハ日給ヲ半額迄ノ一ケ月間ハ日給ノ参分ノ一ヲ支給ス
入営ノ際ハ拾日分ヲ支給シ予後備召集ハ支給セズ
十五、食堂ノ設備ハ住宅地域規定ヲ調査シ出来ル限リ完備ス
十六、脱衣場ハ完備ニ努ム
十七、衛生施設ハ完備ニ努力ム
十八、健康保険組合ヲ会社内ニ設立スル様努ム
十九、公傷ノ場合ハ傷ノ程度ニヨリ見舞金ヲ支給ス
二十、雨傘ハ之レヲ設備ス但シ無料貸与セル今ナ返却セザルモノニ対シテハソノ期
ノ支払金額ヨリ金三十銭迄ヲ差引クモノトス
追加 一、紛議中ノ日給ハ半日分ヲ支給ス
〃 二、金壱封ヲ支給ス
〃 三、作業平和ニ関シテハ左ノ事項ヲ厳守スルコト
(イ)作業ノ能率ヲ害セザルタメ紛議ニ参加シタル者トセザル者トノ間ニ感情
上ノ衝突ヲ起サヾルコト
(ロ)個人的ノ問題ニ依リ作業ノ能率ヲ低下スルガ如キ行為ヲ為サヾルコト
(ハ)今後ハ絶対ニ会社ノ命令ヲ遵奉シテ作業ニ当シ又規則ニ違背セザルコト
(ニ)従業員及ビ社員ニ対シ解決後組合加入ヲ工場内ニ於テ勧誘セザルコト
ス此ノ為メニ強制或ハ脅迫等ノ行為ヲナサヾルコト
(ホ)今回ノ紛議ニ参加セザル従業員及ビ社員ニ対シ雙方共ニ如何ナル形式
ニ於テモ迫害侮辱等ヲ加ヘザルコト
四、紛議解決後ハ各員互ニ親和シ作業ニ精励シ社業ノ進運ニ誠心誠意努力スルコトヲ誓約ス

昭和八年十一月八日　於本社楼上

會社側代表　小林雅一 (印)

従業員側代表　高橋清 (拇印)
大越モト (拇印)
大和田正 (拇印)

調停者　蒲田警察署長

常務理事　労働課長　事務官

労秘第三一六〇号

昭和八年十一月十六日

警視総監　藤沼庄平

内務大臣　山本達雄殿

社会局長官殿

青木染工場労働争議ニ関スル件（発生＝解決）

発生	十一、二
解決	十一、十一
使用労働者	二八〇名内女廿五名
争議参加者	一八〇、内女廿四
関係労働組合	全労[illegible]

要旨
(イ)十一月二日待遇改善ノ要求嘆願書ヲ提出争議ニ入ル
(ロ)数次ノ会見ノ後十一月十一日双方互譲ニヨリ円満解決ス

標記工場ニ於テハ十一月二日争議発生シ今十一日円満解決セル
カ状況左記ノ通リ

記

一、発生ノ場所　本所区太平町四丁目九番地

二、事業主側

8.11.22
5247